

○情報公開規程（抄）

（法人文書の開示の実施の方法）

第10条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
 - 四 スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第2項で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
 - 三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、機構がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために

- 備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- 四 電磁的記録(前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハマまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

- 第11条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書一件につき300円
 - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合にあって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を

一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料の徴収の方法は、現金若しくは機構の指定する金融機関への口座振込みによるものとし、口座振込みの場合は開示請求書、開示実施申出書又は更なる開示申出書にその振込みに係る証の写しの添付を求めるものとする。
- 4 前項の振込みに当たって費用が生じる場合があっても、機構では負担しないものとし、手数料の納入者には、努めて、あらかじめ説明するものとする。

(手数料の減免)

第12条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除を決定することができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者からは、法第15条第3項又は同条第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長あてに受けなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては、当該扶助を受けていることを証明する書面の添付を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面の添付を、受けなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除を決定することができる。
- 5 理事長は、第1項又は前項の規定により当該実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除するときは、当該開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者又は当該開示請求者にその旨通知するものとする。なお、第2項の申請に対して、当該開示実施手数料の減額又は免除を認めない場合は、申請者にその旨通知するものとする。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2項から4項までに該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとにつき760円を加えた額
	ウ 複写機により複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとにつき760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円）
3 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（9項に該当するものを除く。）	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 580 円
7 電磁的記録 (5項、6項又は8項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき、200 円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 400 円
	ウ 用紙に出力したものの交付 (エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	カ 光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	ア 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円) に記録時間 10 分までごとに 2,750 円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円) を加えた額
9 スライド及び録音テープ	ア 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円 (スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 1 1 項ウ、2 項ウ又は 7 項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として金額を算定する。 2 この表に定める開示の実施の方法により難しい場合の開示の実施の方法及び開示実施手数料の額は、施行令に定める開示の実施の方法及び開示実施手数料の額を参酌してそのつど定める。		